

平成 26 年 4 月 1 日

各 位

福 祉 局 長

### 電子入札適用範囲について（お知らせ）

福祉局（弘済院を除く。）において発注する物品買入契約、物品借入契約、印刷・製本、修繕の請負契約について、電子入札の適用範囲を次のとおりとします。

#### 記

#### 1 対象となる契約及び入札適用範囲

##### （ 1 ）下記案件に係る物品買入契約

医療用、防疫用及び研究検査用の薬品及び資材の買入契約で、予定価格の額が 40 万円を超える契約。

雑誌、その他の定期刊行物及び書籍の買入契約で、予定価格の額が 40 万円を超える契約。

及び 以外の物品買入契約で、予定価格の額が 40 万円を超え 200 万円以下の契約。

##### （ 2 ）借入契約で、予定価格の額が 40 万円を超え 140 万円以下の契約。

ただし、複写機の借入契約については、予定価格の額が 40 万円を超える契約。

##### （ 3 ）（ 1 ）及び（ 2 ）に該当する単価契約で、予定価格（単価）の額に予定数量を乗じた額が、上記の金額に該当する契約。

##### （ 4 ）印刷・製本、修繕の請負契約で、予定価格の額が 40 万円を超え 200 万円以下の契約。

##### （ 5 ）工事請負契約で、予定価格の額が 100 万円以下の契約。

##### （ 6 ）業務委託及び測量・建設コンサルタント等契約で、予定価格の額が 100 万円を超える契約。

#### 2 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日以降に公告する案件から実施します。